

仕様書に関する質問内容及び回答

質問内容	回答
権利の帰属について 行政とNPOとの協働の理念を、単に概念にとどめることなく、実質化するために、2023年4月から2026年3月までの前期委託期間における仕様書では甲乙が共有で持つことについていたが、なぜ変更となったのか？単なる業務委託とは違い、受託団体が作成した研修用テキストや、報告書等が甲のみに帰属してしまっては、受託団体がその後自ら作成したテキストなどが使えなくなる可能性が生じるが、こうした受託団体の被る不利益についてどのように考えているのか？次期の委託期間において共有して持つ余地はないのか？	県が発注する業務委託において作成いただく報告書等についての権利は、原則県に帰属します。なお、事業の実施において作成した成果物の利用については、甲乙協議の上、決定します。
地域協働コーディネーター等養成業務について 地域協働コーディネーターとは、どのような役割を期待されるのか？地域協働推進員との違いはどういう点か？	地域協働コーディネーターとは、仕様書3(5)アに記載のとおりです。なお、過去のセンター事業の一つとして養成していた地域協働推進員は、「NPOの中核を担う人材」としていました。
協働アドバイザー派遣事業について 「派遣」は、相手方からの求めに応じるものであることから希望する「県や市町」に呼び掛ける取り組みは出来るが、主体が県や市町である以上、回数に縛られるのは厳しいのではないか。受託団体はどのような法的権限に基づき県や市町村が求めていないのに派遣することができるのか県の考え方を示して欲しい。	とちぎ協働アドバイザー設置要綱第5条(1)及び(2)として優先的に派遣いただくことを想定していますが、同条(3)として認められる場合には、派遣先を県及び市町に限るものではありません。なお、回数については12回程度を見込んでいます。
とちぎ協働アドバイザー設置及び運営要綱について (1) 当該設置及び運営要綱によると協働アドバイザーの任期は1年だが、いつからいつまでなのか？ (2) 3か年の計画を作るうえで、どのような人物が協働アドバイザーなのか情報が必要だが、公表されているのか？ (3) 「協働の取組等について豊富な知識と経験を有する者」とは、具体的にどのような知識と経験を持つものか？ (4) 受託団体は協働アドバイザーの推薦や選定に関われるのか？ (5) 仮に関われる場合、当法人から役職員を推薦・選定することは可能か？ (6) 市町から要請があった場合に隨時協働アドバイザーとして派遣することは	(1) 4月1日から3月31日までを予定しています。 (2) 社会貢献活動の促進を図るため、県及び市町が行う協働の取組等について専門的な見地から助言を行うことができる方をアドバイザーとして委嘱します。なお、人選については毎年度受託先と協議の上決定します。現時点で公表はしておりません。 (3) 年数等の数値化された要件はありませんが、とちぎ協働アドバイザー設置及び運営要綱第5条の業務に想定している、市町が行う協働に関する計画策定や研究会等における助言、県及び市町が行う協働の取組等に関する意見交換会や研修会等の講師、等の業務を遂行していただける能力のある方を想定しております。

可能か？	<p>(4) (2) に記載のとおり。</p> <p>(5) 可能です。</p> <p>(6) とちぎ協働アドバイザーについては、任期を1年と定め委嘱しており、任期内であれば隨時派遣することができます。なお、年度の途中で新たに委嘱をすることは想定しておりません。</p>
<p>帳簿等の保存について</p> <p>業務ごとに保存期間を定める場合、永年から1年未満までの書類が混在することになるが、その場合、県はどのような基準で保存期間の設定を確認し、了承するのか考え方を示して欲しい。</p>	<p>県が定める保存年限区分（栃木県文書等管理規則第9条別表）と照らし、著しくかけ離れていないと見受けられる場合に了承します。</p>
<p>甲の負担する経費等について</p> <p>(1) 今後生成AIの活用が重要になってくると考えるが、その場合の経費負担は「オ パソコン、複写機、印刷機の賃借」または、これ以外の科目でも甲の負担に含まれるか？</p> <p>(2) 使用にあたって県が使用する運用ルールに準拠したいと思うが、ルール等教示いただくことは可能か？</p>	<p>(1) 業務における必要性により、個別に判断します。</p> <p>(2) 可能です。</p>